令和７年度　鉾田市持続した経営支援事業給付金支給要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，創業間もない市内事業者の事業継続を支援し，市内における商業等の振興及び活性化を図るため，市内で創業した創業者の事業所等の賃料に対し事業の継続を目的として，予算の範囲内において給付金を支給するものとし，その給付金の支給については，鉾田市補助金等交付規則（平成 17 年鉾田市規則第 37 号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　創業　事業を行っていない個人が，所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により市内において営利を目的として新たに事業を開始する場合，又は新たに法人を設立し市内において営利を目的として事業を開始する場合（農林水産業を除く。）

（２）　創業の日　個人にあっては管轄する税務署に提出した開業等の届出に記載された開業年月日を，法人にあっては登記簿謄本に記載された設立年月日をいう。

（３）　事業所　事業の用に供する事務所，店舗，土地等（仮設又は臨時のものを除く。）をいう。

（支給対象者）

第３条　給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は，市内の事業所に関する賃貸借契約に基づき他人の所有する建物を借り受けている者のうち次に掲げる各号のいずれかに該当する者，団体又はグループ（以下「団体等」という。）とする。

（１）　申請時点で創業の日から１年を経過し，かつ，３年以内の者（市外に本店があるチェーン店又はフランチャイズ店は除く。）で給付金の受給後も事業を継続する意思のある者

（２）　前各号に掲げるもののほか，市長が特に商業等の振興及び活性化に寄与すると認める者

２　前項に規定する者又は団体等で，次の各号に該当する者は対象とはしない。

（１）　市税及び市民法人税を滞納している者

（２）　過去に持続した経営支援事業補助金又は他の類似する給付金等の支給を受けた者

（３）　宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としている者

（４）　鉾田市暴力団排除条例（平成 23 年鉾田市条例第 13 号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号から第３号までの規定に該当する者

（５）　暴排条例第２条第１号及び第２号に規定する者と社会的に非難されるべき関係を有する者

（６）　法人でその役員のうちに，暴排条例第２条第２号又は第３号に該当する者がいる者

（７）　前各号に掲げるもののほか，市長が適当ではないと認める者

（給付金の支給対象の事業所の要件）

第４条　給付金の支給対象の事業所の要件は，次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　賃貸借契約に基づき支給対象者が賃借している鉾田市内の事業所（住居兼事業所の場合，事業所の専有部分が過半数を占めていることを面積按分等により合理的に算出できる場合に

限る。)
（２） その他市長が必要と認めるもの
２ 前項に規定する要件で，次の各号に該当するものは対象とはしない。
（１） 転貸(又貸し)を目的とした事業所
（２） 賃貸契約の賃貸人と賃借人が実質的に同じ人物(自己取引)の事業所
（３） 賃貸契約の賃貸人と賃借人が配偶者または三親等以内(親族間取引)の事業所
（４） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第２条第１項に規定する風俗営業，又は同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の対象となる営業を行う事業所
（５） フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれに類する契約に基づく事業所
（６） 太陽光発電に係る事業所
（７） 前各号に掲げるもののほか，市長が適当ではないと認める事業所
(基準額及び給付金の額)
第５条 給付金の額の算出に用いる基準となる額(以下「基準額」という。)は，賃料等の総額の１か月相当の額(管理費及び共益費を除く。)とし，給付金の額は次のとおりとする。
（１） 基準額が８万円未満の場合，基準額の２分の１を乗じて得た額に12を乗じた額
（２） 基準額が８万円以上の場合，48万円
（３） 住居兼事業所の場合，給付金の額は半額とする。
(給付金の支給の申請)
第６条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は，鉾田市持続した経営支援事業給付金申請書(様式第１号)に，次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
（１） 賃貸契約書の写し
（２） 開業届の写し(申請者が法人の場合は，法人設立届の写し)
（３） 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合は，法人の登記事項証明書の写し)
（４） 誓約書(様式第２号)
（５） 直近１か月の家賃を支払ったことがわかる書類(領収書等)
（６） 事業所の専有部分を合理的に算出できる資料(住居兼事業所の場合のみ)
（７） 前各号に掲げるもののほか，市長が特に必要と認める書類
(給付金の支給決定)
第７条 市長は，前条の規定による申請があった場合には，当該申請に係る書類の審査，必要に応じて現地調査を行い，給付金の支給の可否を決定したときは，鉾田市持続した経営支援事業給付金支給(不支給)決定通知書(様式第３号)により申請者に通知するものとする。
２ 市長は，前項の通知に給付金の支給の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。
(給付金の支払)
第８条 給付金の支給は，前条の規定により給付金の額を決定した後に支払うものとする。
２ 支給対象者は，給付金の支給を受ける場合は，当該年度の２月末日までに鉾田市持続した経営支援事業給付金請求書(様式第４号)を，市長に提出しなければならない。
(給付金の支給決定の取消し)
第９条 支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には，市長は給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　給付金の支給決定に付した条件，この要綱の規定及びその他法令等に反したとき。
（２）　偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたとき。
（３）　前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認めたとき。

２　市長は，前項の規定により，給付金の支給決定の全部又は一部を取り消す場合は，鉾田市持続した経営支援事業給付金取消し決定通知書(様式第５号)により，対象者に通知するものとする。この場合において,既に支給した給付金については，その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

(証拠書類の保管)

第 10 条　支給対象者は，給付金申請に係る帳簿その他の証拠書類を整理し，給付金の支給の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

(委任)

第 11 条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，令和７年５月７日から施行する。

様式第１号(第６条関係)

鉾田市持続した経営支援事業給付金申請書

年　　月　　日

鉾田市長　宛

申請者
住所
氏名
(法人にあっては，主たる事業所の所在地，その名称及び代表者氏名)
電話番号

鉾田市持続した経営支援事業給付金の支給を受けたいので，鉾田市持続した経営支援事業給付金支給要綱第６条の規定により，次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

創業日・法人設立日	年　　月　　日
給付金の対象事業所の名称(屋号)	
給付金の対象事業所の住所	
業種	
１か月相当の賃料(基準額)	円(管理費及び共益費を除く)
給付金申請額※	円（1,000円未満切捨て）

【給付金申請額の計算方法】※住居兼事業所の場合，給付金の額は半額
（１）基準額が８万円未満の場合，基準額の２分の１を乗じて得た額に12を乗じた額
（２）基準額が８万円以上の場合，48万円

添付書類
（１）賃貸契約書の写し
（２）開業届の写し(申請者が法人の場合は，法人設立届の写し)
（３）申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合は，法人の登記事項証明書の写し)
（４）誓約書(様式第２号)
（５）直近１か月の家賃を支払ったことがわかる書類(領収書等)
（６）事業所の専有部分を合理的に算出資料できる資料(住居兼事業所の場合のみ)
（７）前各号に掲げるもののほか，市長が特に必要と認める書類

様式第２号(第６条関係)

誓約書

年　　月　　日

鉾田市長　宛

申請者
住所
氏名
(法人にあっては，主たる事業所の所在地，その名称及び代表者氏名)
電話番号

私は，下記の内容について，相違ないことを誓約します。

なお，事実と相違することが判明した場合には，当該事実に関して，市が行う一切の措置について，異議の申立てを行いません。

また，誓約した下記の内容について，市が確認のために行う関係機関への照会を行うことについて承諾します。

記

１　市税及び市民法人税の滞納はありません。
２　宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としておりません。
３　鉾田市暴力団排除条例(平成 23 年鉾田市条例第 13 号。以下「暴排条例」という。)第２条第１号から第３号までに規定する暴力団及び暴力団員，暴力団員等に該当しておりません。
４　暴排条例第２条第１号及び第２号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しておりません。
５　法人でその役員のうちに，暴排条例第２条第２号及び第３号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者はおりません。
６　他の類似する給付金等の支給は受けておりません。
７　鉾田市持続した経営支援事業給付金支給要綱及び関係法令等を遵守します。

様式第３号(第７条第１項関係)

鉾田市持続した経営支援事業給付金支給(不支給)決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

鉾田市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった鉾田市持続した経営支援事業給付金について，鉾田市持続した経営支援事業給付金支給要綱第７条第１項の規定により，次のとおり支給(不支給)することに決定したので通知します。

記

給付金の対象事業所の名称(屋号)	
給付金の対象事業所の住所	
給付金額	金　　円
備考(支給の条件等)	

様式第４号(第８条第２項関係)

鉾田市持続した経営支援事業給付金請求書

年　　月　　日

鉾田市長　宛

申請者
住所
氏名　　㊞
(法人にあっては，主たる事業所の所在地，その名称及び代表者氏名)
電話番号

鉾田市持続した経営支援事業給付金支給要綱第８条第２項の規定により，次のとおり請求します。

記

支給通知を受けた年月日及び番号	年　月　日　第　号
決定額	金　円
請求額	金　円

振込先金融機関名	
支店名	
口座種別(どちらかに○)	普通・当座
口座番号	
(フリガナ)口座名義人	

備考　上記口座が確認できるところの，通帳の写しを添付すること。

様式第５号(第９条第２項関係)

鉾田市持続した経営支援事業給付金取消し決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

鉾田市長　　印

年　　月　　日付け　　第　　号による鉾田市持続した経営支援事業給付金の支給決定について，鉾田市持続した経営支援事業給付金支給要綱第９条第２項の規定により，取消しを決定したので次のとおり通知します。

記

以上

取消対象事業所の名称(屋号)	
取消対象事業所の住所	
給付金額	金　　円
取消しの理由	